個人型確定拠出年金について

(担当: 笠木)

平成28年5月24日に確定拠出年金の改正法 が成立し、個人型確定拠出年金(愛称:iDeCo(イ デコ)) の加入者の範囲が拡大される事になりま した。今回のニュースレターでは、個人型確定 拠出年金についてその概要を簡単に説明します。

(1) 確定拠出年金について

確定拠出年金とは、国民年金基金や既存の企 業年金に加え、新たな選択肢として公的年金に 上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。 国民年金基金等の確定給付年金と組み合わせる 事により、老後の所得保障の一層の充実が可能 なものとなります。

将来の給付額は、毎月の掛金を加入者が定め て拠出し、加入者が運用方法を定めることによ り決定されます。

(2) 加入者の範囲の拡大(改正点)

これまで個人型確定拠出年金の加入対象者は 自営業者や、企業年金等に加入していない方に 限定されていました。

平成29年1月以降は、専業主婦や公務員の方 を含め基本的に 60 歳未満のすべての方が加入 できるようになります。 (下記図★部分が平成 29 年1月から新たに加入できる部分)

(3) 節税効果

個人型確定拠出年金に加入することにより、 下記①~③の各時点において節税効果を受ける ことが出来ます。

①掛金拠出時

毎月の掛金が全額所得控除の対象となります。 よって年掛金に対し所得税 5~45%、住民税 10%が減額されます。

※掛金にはご本人の状況に応じた拠出限度額 があります。(下図参照)

②運用益が非課税

通常、金融商品の運用益には税金(源泉分離 課税 20.315%) がかかりますが、個人型確定拠 出年金の運用益は非課税となります。

③受給時

給付金を受取るとき、一時金として受取る場 合は退職所得として「退職所得控除」、また年 金として受取る場合は「公的年金等控除」の税 制優遇制度が適用できます。

(4) 終わりに

上記の通り、確定拠出年金には、①掛金支払 時、②運用益、③受給時の各段階において税メ リットがあります。

一方、原則60歳までに途中引き出しができな い、管理コストがかかる、運用リスクは加入者 本人にある等の注意すべき点もあることから、 これらを考慮した上で加入を検討する必要があ ります。



企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等。企業型確定拠出年金を実施している企業は、規約で iDeCo への加入を認めて

正案年金等(※1)に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。 企業年金等(※1)に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。 企業年金等(※1)に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方(※2)以外の方」の額(公務員・私学井済加入者

図出所: 国民年金基金連合会 HP より